

保険料軽減の見直しについて

問 合 せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601
 [役場] 税務課税務グループ ☎ 2513

◆均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

① 5 割軽減の場合

平成 28 年度

所得が次の金額以下の世帯
33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)

⇒

平成 29 年度

所得が次の金額以下の世帯
33 万円 + (<u>27 万円</u> × 世帯の被保険者数)

② 2 割軽減の場合

平成 28 年度

所得が次の金額以下の世帯
33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)

⇒

平成 29 年度

所得が次の金額以下の世帯
33 万円 + (<u>49 万円</u> × 世帯の被保険者数)

◆所得割の軽減割合が見直しされました

平成 28 年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

↓

平成 29 年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	<u>2 割</u> 軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

平成 28 年度

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9 割軽減

↓

平成 29 年度

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<u>7 割</u> 軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が、9 割または 8.5 割に該当することがあります。